

災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書

伊勢市

佐川急便株式会社

災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と、佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における備蓄物資及び支援物資（以下「物資」という。）の受け入れ及び輸送、輸送拠点等の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢市において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、甲の市域における災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）甲が管理する物資等の避難所等への輸送
- （2）甲の設置する輸送拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等）
- （3）乙又は乙の関係団体が管理する施設の輸送拠点としての提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 乙は、甲から前項の規定により要請を受けたときは、物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力を可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（要請手続）

第3条 甲が前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、要請書（様式1）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、実績報告書（様式2）にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第5条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うもの

とする。

(事故等)

第6条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第8条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(平常時の連携)

第10条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は平時から災害時等に関する情報を共有するよう努め、また必要に応じ協議を行うものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、業務に支障のない範囲で甲が実施する訓練等に参加し、連携の強化を図るものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知り得た秘密情報を、第三者に漏らしてはいけない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 17 日

甲 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 2 9 号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 愛知県小牧市三ツ渕作 1350
佐川急便株式会社 中京支店
執行役員
中京支店長 森 裕一郎